

177-衆-予算委員会-24号 平成23年07月06日

○笠井委員 今答えがありました。二十八項目あるけれども、短期的なものはやったということですが、要するにすべてやったというわけじゃないということは認められたわけでありまして、政府が国際機関に提出した報告書で述べた教訓に基づく対策さえまだ終わっていないわけです。

原子力災害対策本部長の総理も、それから、午前中ありましたが、班目原子力安全委員長も事前に知らないうちに、それなのに、この玄海原発については、短期的な対策を終わったということで安全性が確認されて、玄海は安心な原発となぜ大臣言われたんですか。

○海江田国務大臣 事前に総理の、あるいは班目委員長のというお話がございましたが、先ほど私どもの方で調べましたら、まず六月の十日でございます。閣議がございまして、閣議後の懇談で私からの発言がございまして。これは、ことしの夏の電力需給の状況についてということで、特に関西電力、九州電力管轄地域の需要が逼迫をするということでございまして、日本経済の再生のために不可欠であり、再起動をぜひお願いしたい。それから、その中で示した緊急安全対策、各原子力発電所に対し直ちに実行して万全を期す、こういう安全を確認した上で、再起動に向けて政府一体となって取り組むべく関係閣僚の御理解と御協力をお願い申し上げます、これが六月の十日。

それから、六月の十五日でございますけれども、経済情勢に関する検討会合、ここにおきましても私から、これは六月の七日の指示を出した報告が十四日にありました、その翌日でございますけれども、安全を確保した上で再稼働をお願いしたい、ぜひお力添えをいただきたいという形で、私からそうした正式な会合の上でお話をしております。

それから、安全委員会に対しては、三月三十日、それから六月七日、こういう指示を出しますよということで、それは安全委員会に御報告をしております。

○笠井委員 いろいろ経過を言いわけされましたけれども、要するに、再稼働を要請する、つまり、玄海は安心だという判断のもとでやるということについては、事前にそれについてはきちっとやっていなかったということですよ。しかも、短期的なことについては対策をとったというわけでありまして、二十八項目からしたら、まだ中長期も残っているという話が大臣自身からありました。

つまり、まだ対策は残っていて、危ない、安心とは言えないと言うべきところを、安心な原発玄海、だから動かしてくれということをやったというのは、私は、福島の事故で反省したはずの、日本では過酷事故は起きない、そういう大丈夫だという安全神話そのものがまた使われたということじゃないかと思えます。

二十八項目もありますけれども、全部聞いていると大変なので幾つか聞きたいんですが、今、冒頭にシビアアクシデント防止策の強化、大臣がその中で地震・津波対策への強化ということをやられたので聞きたいと思うんですが、三月十一日の福島原発事故以降、玄海原発では、この第一項目についてはどういう対策が強化されたわけですか。

○海江田国務大臣 一つ一つについて申し上げますとこれは時間がかかりますので、一つは、東京電力福島第一発電所を襲った津波ですね。この津波に耐え得るところに電源車などが配置をされているということ、これは私のこの目で見ました。

それから、やはり、冷却をする場合の海水でありますとか、それから海水の前に淡水ということで申し上げますと、この立地の条件の中には大変大きな池がございまして、ここから水が持つてこれる。しかも、そこに至るポンプなどの長さも確保されているということでございますから、

地震、そしてその後の津波によって全電源が喪失をされても、しっかりとまず水が入る、炉に水が入って冷却ができるということは確認しております。

○笠井委員 今大臣言われましたが、福島同程度の津波というふうに言われました。今度の IAEA への報告書では、津波については、福島と同程度にとどまらず、さらに適切な発生頻度と十分な高さを想定して対策をとると政府が IAEA に報告しているわけです。

九州電力は、玄海原発の津波に対する防護措置、中長期ということの中で言われているものについて、タンク回りの防護壁を設置するなどの対策をとるということを政府の指示を受けて報告をしていますが、この防護壁というのはもうできたんですか。できたかどうか。

○海江田国務大臣 その前に、まさにストレスチェックというのが、その意味ではこの十一メートルではありませんで、ではこれを二十メートルにしたらどうなるのかということ、これを調べることでありまして、それをこれからやらせていただくということ。

それから、水密性でございますけれども、すべての機材についてその水密性が確保されているというわけではございません。例えば、建屋などの水密性、全体的にやります場合は大変工事に時間がかかります。しかし、重要な機材、配電盤などについては、これの水密性、防水性というものは確保してございます。

○笠井委員 私の質問に答えていないんですが、防護壁については私が言います。九州電力は報告を政府に出しています。これをつくるには三年程度かかると書いてあるんです。海水ポンプの電動機、それから大容量の非常用の電源装置も、一年程度かかると九電は報告しています。電力会社に計画を提出させただけで、まだ対策はとられていないわけです。

結局、想定より高い津波は来ないと。それがあすにでも起きてしまったら、また想定外だったということになっちゃうんじゃないですか。その対策強化ができていなくて、なぜ玄海は安心な原発だというふうに言えるのかという問題です。

では、地震への対策は玄海原発はどうですか。

○海江田国務大臣 地震についてでございますけれども、東京電力福島第一発電所のような、境界型のプレートが大きく上下をするということではありませんで、この地域の、玄海の周辺の地震というのは、これまでも活断層型の地震が起きていたということでございます。活断層は玄海の原子力発電所の近くに二つございますが、その活断層のこれまでの経験などを踏まえまして、これはしっかりと私どもの方で、それによって補強対策がどのくらいあるかということで、これは一種のストレステストにつながるものでございますが、ちゃんと数字を出しております。二号機、三号機というのはそれぞれの評価で一を上回っておりますので、その意味では地震に対する備えができていくというふうに考えております。

○笠井委員 日本列島、玄海は大丈夫だという話になるわけですがけれども、そうじゃないというのが今回の話です。

しかも、外部電源喪失自体が問題なわけですがけれども、その電源の耐震性の強化もこれからです。地震によって、真水タンクの漏えいとか、福島でも三号機では緊急炉心冷却装置の配管の損傷の疑いがあった、津波の前から損傷があったという可能性も指摘されている。

しかも、この IAEA への報告書を見ますと、「原子炉施設の安全上重要な設備や機器については、現在までのところ地震による大きな損壊は確認されていないが、詳細な状況についてはまだ不明であり更なる調査が必要である。」こう言っているわけです。地震による損壊の可能性を否定していないのに、何の対策もとられていないということです。

何をもって浜岡は危なくて玄海は安心と判定したのかも問題になります。

原子力安全・保安院が一月一日に提出した資料、私も前の質問で尋ねましたが、浜岡原発は、東海地震の震源域の真上にあるということで、震度六強以上の地震が三十年以内に来る可能性というのが八四％と。でも、福島は〇・〇％だったのに起こったわけです。玄海も〇・〇％なんです。でも起こらない保証はないということでありまして、こういう予測値、可能性についても、確率についても、それ自体の根本的見直しが必要だというのが今共通の認識なわけですよ。

同じ〇・〇％の玄海には大災害が来ない保証はどこにもないんじゃないですか。それが地震列島日本じゃないですか。大丈夫なんていうことを言っているんですか、本当に。あした来たらどうしますか。

○海江田国務大臣 今委員から御指摘のありました地震の可能性でございますが、先ほどもお話をしましたように、今回起きました東京電力の福島の事故につながるああいふ形での境界型のプレートは存在をしないということは、これはもう事実でございます。

その上で、何で〇％なのか、今、福島が〇％であったではないだろうかというお話がございましたけれども、これは、地震の発生の可能性を数値的に置きかえる場合には、何年間で地震が起きていたかという周期性を調べるのがまず大切でございます。

今、浜岡のお話がありました。南海、東南海そして東海という地震の場合は、これはまさに、特に東海の場合は百十九年に一度というのが起きているわけでございます。そうすると、百十九年に一度起きているけれども、今現在、百十九年を過ぎて、およそ百五十七年ぐらいだろうと思えます。そうすると、百十九年というのを分母に置いて、その上に、では百十年から何年たっているかというのを置いて、今御指摘のありました八七％とかそういう数字が出てくるわけでございます。

残念ながら、福島の場合は今回これだけ大きな地震が起きて、およそ一千百年前に貞観地震というものがあつた、大津波があつたということが判明したわけでございますが、今お話のあつた数字を決めましたことしの一月一日では、そういった歴史的なことが明らかになっていなかった、すべての人が認めることになっていなかったということで〇％ということが置かれたわけございまして、〇％だから安心だということではございません。

○笠井委員 今いろいろ言われましたけれども、結局、そういう説明は通用しないということが今度福島ではっきりしたわけですよ。しかも、境界型のプレート地震じゃなければ大地震は来ないということじゃないわけですから。

いろいろ言われましたけれども、結局、大臣が玄海は安心ですと言ったことについて言えば、とった対策は幾つかしかないわけです。小手先としか言わざるを得ない。

六月に追加したシビアアクシデント対策も五つの柱がありましたけれども、例えば水素爆発防止対策にしても、炉心が損傷して水素が発生しそうになったときに、原子炉建屋に穴をあけるドリルを設置せよという指示を出しました。これは玄海じゃありませんよ、私は知っていますからね、それは言わなくてもわかっています。玄海と違う型の場合ですけども、例えばそういう対策をとれと全国に言いました。しかし、ドリル設置はすぐできたわけですが、では、ドリル設置というようなことで本当に安心になるのかという話なんですよ。しかも、ドリルを設置すると、水素がたまっているところにドリルで穴をあけて火花が出たらかえって爆発するおそれがあるという専門家の指摘もある。

まさにそういう形で、指示を出して一週間でやれた程度の対策をやって、それがやれたから再稼働先にありきみたいに、オーケー、ゴーサインで、安心ですなんということとはとても言えないと私は言いたいと思います。

今この議論をしますと、電力不足があるんだと大臣も言います。国際競争力、日本経済に影響

があると言います。しかし、住民の安全確保と電力供給は両てんびんにかけられないと福井の県知事も言われました。福島の大災害、悲劇、逃げ惑って、十万人以上がいつ戻れるかわからない。ほかの事故とも異質のそういう危険性を持つ事故に遭って、それを繰り返させちゃいけないというのが最大の教訓じゃないかと思うんです。政府もそういう立場で、強弱はあっても、IAEAに報告書を出したはずです。総理も、しっかりした安全対策が要ると言った。

夏ピーク時の電力不足は、液化天然ガス、LNGなど火力による緊急措置で、節電、省エネなどで乗り切れると電力会社も言っているわけです。九電の真部社長は、先日の株主総会のときの記者会見で、節電に数値目標を設けない方針を明らかにしました。原発が再開できないと電力不足になりかねないとして、最大一五%の節電を求める方針だったけれども、火力の発電の燃料調達にめどがついたというんですね。

大体、一方で足りなくなると言いながら、火力でやったら燃料コストがかさんで、九電合計で三兆円もコストがかさんで料金値上げになるというわけですから、できるわけです。では料金の方を見ればということで見ると、キロワット時当たりを計算しますと、家庭でいうと、二十四円が二十七円ぐらいになる。同時に節電するわけですから、一五%節電すると、合計、払う料金は下がるわけですから、結局それでカバーしてきて値下げになったり同じぐらいになる。

ある調査では、天然ガス火力をふやしたって、省エネを進めれば、一般家庭で負担増は月百円以下の試算だと。まさに命にかえられないという百円ですよ。その程度だという話になっている。ドイツもそういう議論をして結論を出したわけです。

国際競争力を口実ということで、さまざまな国民の安全よりも企業の利益を優先させる議論もあります。きょうの毎日新聞の声の欄を私、見ました。「原発再開求める経済人おかしい」と。九州の方です。

九州経済同友会が原発の早期再開を求める緊急アピールを採択したという記事が掲載された。日本経済、国民生活が深刻な事態になると述べたと書いてありました。待ってください。国民生活に未曾有の打撃を与えたのは東京電力福島第一原発の事故です。この事故で、多くの高齢者が厳しい避難生活を強いられています。子供の将来を心配し、子供と一緒に福島県外で生活している母親たちもいます。将来に絶望して自殺した人たちもいます。これ以上深刻な事態とは何なんのでしょうか。もう一つ、日本経済の深刻な事態とはどういう意味でしょうか。影響が深刻なのは、原発で潤ってきた大企業と原子力業界の関係者ではないのでしょうか。今回の事故を機に、一刻も早く日本経済が脱原発へ方向転換することを心から願います。

最後は国民的議論が必要ですが、こういう思いですよ。だから、世論調査を見たって、多少のコスト増や不便よりも安全を選ぶ国民が多数なんです。まさにそういう問題です。

総理、伺いますけれども、結局のところ、政府が電力会社に指示してとらせた安全対策というのは、IAEAへの報告書で教訓として挙げていることに照らしても、そのごく一部分に手をつけたものにすぎない。そもそも、玄海原発について言うと、老朽化の問題もある、プルサーマルの問題もある、いろいろ指摘もあります。そういうことも含めていろいろある中で、結局、その幾つをやったということで、これで果たして世界最高水準の安全性を持った原子力開発と言えるのか。

まさに、総理は先ほどもルールという話を言われましたが、本格的なルールをつくるというなら、政府としては少なくともこのIAEAへの報告書、二十八項目を踏まえてつくる、これがまず先だということによろしいですか。これは総理に伺います。

○海江田国務大臣 IAEAへの二十八項目の中には、例えば保安院の独立ということも入っております。これは、私どもはしっかりとやっていくつもりでございます。

ですから、二十八項目全部を今直ちにというわけにはまいりませんが、しかも、その中で、今、玄海のお話もございましたけれども、玄海老朽化と言いましたけれども、二号、三号、

とりわけ三号などはまだ本当に一番新鋭の機械でございまして、やはり新しいものは安全性も確保されてございます。それから、型も福島と違いまして、これは先ほどの水素爆発の危険性などもはるかに低い機材でございまして、そういうことも一つ一つやはりきちっと確認をしまして、そしてこれは再開をお願いしたいと言ったわけでございます。

そしてまた、先ほど総理からの答弁にもございましたけれども、さらに安心を高める意味で、IAEAなどがヨーロッパでやっておりますストレステスト、こういうものも導入をして、それでもってさらに多くの皆様方に安心をして、そして原発を再開できるものは再開していこう、再開できないものはもちろんこれは再開するわけにはいかない、あるいは、動いているものでありましても、できないものはできない、こういう形で判断をしていくということでございます。

○細野国務大臣 笠井委員が御指摘をされているように、玄海原発についてはさまざまな見解がございます。そこで、総理とも相談をさせていただいて、原子力安全委員会の担当大臣である私の方から、昨日、班目原子力安全委員長に対して、ストレステストの実施などについても見解を示していただきたい、そういう要請を行ったところでございます。

したがいまして、保安院ももうストレステストを検討しているようでございますけれども、少なくともこの安全委員会の見解が出るまでの間は、この玄海原発についての判断というのは保安院としても保留をされるものというふうに考えます。

○笠井委員 とにかく一部しかやってないわけですよ、海江田さん、いろいろ言われるけれども。それで安全と言っちゃったわけですからね、安心とって。

やはり再稼働先にありきの立場で、いろいろ言ったけれども、表面上やっただけで安全性が確保されたと言ったことになるわけですから、許されないということだと思っんです。

本来、原発の再稼働を要請するのは、地元と原子力安全協定を結んでいる電力会社ですよ。国は、再稼働について言うと、福島事故があってIAEAへの報告書で教訓、対策も出しているの、ちょっと待ってくれとチェックするのが国の役目はずなんですよ。それを、国が電力会社に成りかわるみたいにとんどん出ていって、再稼働いいですよとやっちゃっているわけですからね、担当大臣が。こんなことは許されない、役割を履き違えていると思っんです。

総理にこれは伺いますが、ルールをちゃんとつくるのが先だ、きちっとやる必要があると言われた。IAEAに報告書を出しました。そこをしっかりと踏まえるというのがまず先だ、ここはよろしいですね、総理。

○菅内閣総理大臣 まず、これまでの法体系でそのまま進めていかという問題が最初にあったわけでありまして。これだけの東電福島原発の事故がありましたので、従来のルールであれば、保安院の判断、そして経産大臣の判断で再稼働については判断できるという法律になっておりますけれども、やはり国民的にはそれだけではとても納得をいただくことは難しいだろう、そういうことを前提として、両大臣、細野大臣、海江田大臣に、国民的に納得が得られるようなルールをまず、暫定的であっても、つまり法律改正を待たないでも、きちんと準備をしてくれと。

そして、もちろん、将来、事故調などの報告が出た後、本格的な基準の見直しということが必要になると思いますが、その間、ある程度の時間がかかることが予想されます。そういった意味で、今両大臣からお話がありましたように、IAEAが従来からヨーロッパなどで提唱しているストレステストを含めて、今回の玄海だけではなく、今、日本に存在するすべての原子力発電所について将来的には共通のルールでチェックをできるような、そういう形を検討してくれという指示を出していると同時に、またそのための、この玄海についても、そういう中で、まずはどうして、どのタイミングでやっていけるか、それぞれ原子力安全委員会に意見を聞いていただい

たりしている中でありますので、そういう国民的に納得のできるルールをまず明確にしていく努力は必要だ、このことを指示いたしているところであります。

○笠井委員 私たち、本当に安全の基準というのをつくることは大変で、難しい話だと思うんですね。どこまで行けば原発は安全かというのは、これは私は不可能じゃないかと思うんだけど、しかし、少なくとも、政府はIAEAに報告書を出している、国際約束ですから、それはしっかり果たす、今総理が言われたとおりだと思います。

では、もう一つ総理に確認したいんですが、原発の再稼働要請に当たっては立地地域住民の理解が欠かせない、必要だと思うんです。少なくとも、安全性の確保についてはきちんとした地元住民への説明が必要だ、これは政府として当然の立場と、もう当たり前ですが、よろしいですね。

○枝野国務大臣 地元の御理解が必要であるということで、例えば玄海についても、海江田大臣が知事あるいは町長などともお話をさせていただいてきているところでございます。

○笠井委員 去る六月二十六日に、玄海原発二号機、三号機の運転再開に向けて、経済産業省主催の佐賀県民への説明番組「しっかり聞きたい、玄海原発」というのが地元ケーブルテレビやインターネットで生中継されました。

一時間半の番組でありましたけれども、会場は非公開ということで、一般の希望者の傍聴も認められなかった。保安院と資源エネルギー庁の職員らが、国側が選んだ七人に対して安全性の説明や質問への回答を行うというもので、質問も一回一分、回答の方は二分以内ということで制限されてやった。視聴者からは、県民の不安に答えていない、もっとオープンな場で説明会を開くべきだ、これでは密室聴聞会で、かえって不安、不信をあおるものだという声集中しました。福島事故を防げずに、収束もできない保安院に、幾ら安全性を言われても不安が募るばかりだという声もありました。

総理、感想として、こんなやり方で県民へのきちんとした説明が行われた、国としてやったというふうに思われるでしょうか。

○海江田国務大臣 確かに、これは番組でございます。それで、スタジオに制限がございます。しかし、ネットで中継をしたり、あるいは地方のCATVで、その場、ライブでやっておりますから、ライブでやっておりますのがどうして非公開なんですか。これは公開をしております。

そして、これから、八日になりますか、県の方が、もっと大規模でやりたいということでございますから、そこにもちゃんと人を派遣してしっかりと私どもの考え方をお訴えさせていただきます。

○笠井委員 よくぞ言っていただきました。八日に県がやるのは、あれじゃだめだからという話があったんですよ。

しかも、非公開で制限があったという、それだけじゃない。ネットでちゃんとオープンにやったと言われますが、そんなやり方で開催したこの番組で、九州電力が関連会社の社員たちに、運転再開を支持するような、サポートするような文言の電子メールを番組に投稿するように組織していた、このことが関係者の証言などでわかりました。番組前に、九電の関係会社の社内ミーティングで、九州電力からこのようなお願いが来ているということで、原発の運転再開に賛成する電子メールを放送時間中に番組に送れという指示が出されている。

さらに、ここに文書があります。九電の関連会社です。各位ということで、日付があって、原子力発電に係る佐賀県民向け説明会(主催 国)へのインターネットによる参加についてお願い、標記については下記要領で開催されますが、九州電力殿からも参加要請が参っておりますので、

皆様の御協力をよろしく申し上げます。件名、日時、実施場所、概要があった後に、こう参加方法があります。説明会はインターネットで生中継、ライブ配信される予定、自宅からアクセスいただき、説明会の進行に応じて、発電再開容認の一国民の立場から、真摯に、かつ県民の共感を得ることができるよう意見や質問を電子メールで発信してください。

実際に、放送では、放送中に視聴者から多数のメールやファクスが来ましたが、そのうち十一通が読み上げられましたが、反対意見の一方で運転再開容認論も目立ったわけでありまして。

総理に伺いますが、こういう事実があったことを御存じですか。知っておられるかどうか。

○菅内閣総理大臣 承知をいたしておりませんでした。

○笠井委員 国主催の説明会でこんなことが行われている。これできちんとした説明、理解が得られると思うか。国側から選ばれて出席した県民のうち六人は、終了後に県庁で記者会見をして、話が難しく理解できなかったために納得できないという意見を相次いで表明されています。やり方にも怒りを持っている。まさに説明会の正当性が問われます。

国主催、意図的に流れと結論をゆがめようとした。九電が言ってしまえば妨害行為をした、客観的に議論したいところを妨害行為をした、世論誘導工作をしたということに対して、政府は黙っているんですか。調べるべきじゃないですか。

○海江田国務大臣 私は、先ほどもお話をしましたけれども、そういう番組を地元のテレビ局、インターネットでございまして、そういうテレビ局でやるというお話を聞きました。そして、私はできるだけ人選も公平にやるようにということを行いましたし、そうしましたところが、場所のスペースの関係もありまして、地方の局でございまして、九電がそういうことをやっているとしたら、これはけしからぬ話でございまして、本当にけしからぬ話でございまして。(笠井委員「けしからぬのだったらどうするんですか」と呼ぶ)それはもうしかるべき判断をします、これは、しかるべき処置をいたします。

○笠井委員 総理はかつて、教育基本法改定をめぐって政府、文科省によるやらせタウンミーティング問題が問題になったときに、私も覚えています、二〇〇六年の十二月十五日に衆議院本会議で、民主党代表代行として安倍内閣不信任決議案の趣旨説明を行って、冒頭で、「恥を知れ」というふうに言われました。

「総理は、タウンミーティングについて、最近、双方向の意見交換といいたいまいしょうか、一方的ではない、双方向の意見を聞くための会というふうに言われております。やらせ質問が双方向なんでしょうか。」こんなことを言われまして、結局、タウンミーティングの報告書の中では、内閣のタウンミーティングを担当する官僚が広告代理店に発注してこの企画を行ったそうでありましてけれども、まさに双方向の議論をしようとするのであれば、そんなものを一々官僚に丸投げするんじゃないかとやるべきで、そんなやり方自身が小泉内閣から安倍内閣の改革がいかになにせものであるかという証明じゃないかと言われたわけですね。

まさにこういう問題、総理、いかが思われるか。被災者、地元にも真剣に向き合う姿勢じゃなくて、上から目線で押しつけて、結局、大臣の任命問題だけではなくて、菅内閣の姿勢がやはりこういうところにもあらわれた波及結果じゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○菅内閣総理大臣 今、海江田経産大臣の方からも、もしそういうことがあれば大変けしからぬという強い意思が表明され、私も全く、もしそういうやらせ的なことがあったとすれば大変けしからぬことだ、そう考えますので、そういうことがないようにきちっとさせなければなりません。

○笠井委員 政府が確認したという、政府というか経産大臣が確認したという原発の安全性なるものは問題だらけで、正直に原発の危険性も言わずにごまかすということになるんですよ。これでは到底、周辺住民初めとして国民が納得できるものじゃない。そして、こんなやり方で、結局今まで、私がきょう、何日かたって指摘するまでは、マスコミでいろいろ出始めていたけれども何も調べていなかったのか知らないけれども。福島事故の収束もできずに、始末もできていない政府に、安全だ、安心だ、安全性には国が責任を持って対応するとされることほど危ないことはない、こうなってきますよ。

政府の安全宣言には、原発立地県の多くの首長からも、これではだめだと厳しい批判の声が上がっています、国民の安全より原発再稼働を優先というのは許されないと。

総理に最後、時間ですので伺っておきますが、先ほど、きちっとルールをつくる、それにはある程度時間がかかると言われました。そして、この経過でいいますと、六月十八日の経産大臣の要請の問題については、事前に十分にはきちっと話がなかったということもあった。そして、これからさらに追加対策もやるという話があったわけですから、少なくとも、一たん出した六月十八日の原発の再稼働要請については、これはまず少なくとも一たん撤回する、白紙にする、こういう指示をされますか、総理。

○中井委員長 菅直人内閣総理大臣。時間が来ていますので、手短にお願いします。

○菅内閣総理大臣 基本的にこれまでの、つまり保安院が中心になり、必ずしも原子力安全委員会も事前の相談にあずかっている中でありましたので、そういう形ではなくて、新たな、原子力安全委員会もかかわった形のルールをつかって、改めて、国民の皆さんが納得できる形での判断が出るように、両大臣にそうした道筋を努力していただく、この指示をしているところであります。

○中井委員長 笠井君、まとめてください。

○笠井委員 一たん、やった再稼働要請は、だからそういう中では、これは待てと、これは当然総理として言わなきゃいけないんじゃないですか。混乱しますよ、現場が。一方では総理はルールをつくると言っていて、一方では再稼働を要請したままになっているわけですから、これは一たんとめる、これを一言言わなきゃだめじゃないですか。そうしないと先へ行かないですよ。

○中井委員長 もう時間が来ていますので……（笠井委員「ちょっと一言言ってくださいよ。だって、さっき三十秒は私の時間をとったんですよ」と呼ぶ）

それでは、菅直人内閣総理大臣。

○菅内閣総理大臣 従来法律のままでは対応ができませんので、従来法律によって正しい手続であったとしても、十分でないものは改めて新しいルールの中でやっていく必要がある、このように考えております。